



監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月11日

沼田市監査委員 諸 田 秀 人
同 戸 部 博

1 監査のテーマ

基金の管理、運用について

2 監査の目的

基金とは、地方自治法に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てたり運用したりするために条例に基づいて設置される財産であり、各基金は、個別に条例等に基づいて管理、運用されており、その財源は一般会計からの積立て、運用利子及び市民等からの寄附金などである。

担当課において、貴重な財源として基金を活用した事業を実施しているが、その管理、運用が、条例に基づき基金の目的に合致し適正で効果的に行われているか検証することを目的とする。

3 監査の期日

令和7年10月23日から令和8年2月27日

4 監査の対象

地方自治法第 241 条に規定する「特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金」の 24 基金及び地方財政法第 4 条の 3、第 7 条に基づき積み立てた 2 基金とする。

5 監査の方法

以下の着眼点に基づき、あらかじめ監査調書及び関係書類の提出を求め、定期監査時に所管課の説明を聴取するとともに、必要に応じて関係書類審査等を実施する。

6 監査の着眼点

- (1) 基金の目的が明瞭で管理及び運用に係る方針を定めているか
- (2) 基金の設置目的に沿った運用を行っているか
- (3) 基金の収入・支出の記録は適切に行われているか
- (4) 基金の積立て及び取崩しの手続きは適正に行われているか

7 基金の設置、管理及び運用状況について

監査調書等により、以下の状況が確認された。

(1) 基金の設置状況

基金数は 26 基金であり、基金の設置状況は表 1-1 のとおりであり、その積立金額区分は表 1-2 のとおりである。総額は令和 6 年度末現在高で 64 億 9,907 万 2,243 円であり、最も多いものが 38 億 1,000 万 8,995 円（沼田市財政調整基金）、最も少ないものが 0 円（沼田市電子地域通貨基金、沼田市老神温泉施設建設基金）であった。

設置年は、最も古いものが昭和 39 年 3 月（沼田市財政調整基金）、最も新しいものが令和 4 年 3 月（沼田市電子地域通貨基金）であった。

なお、基金の所管課は、主なものとして観光交流課 5 基金、企画政策課 4 基金、財政課及び生涯学習課 3 基金であった。

表 1 - 1 基金一覧表

種別	基金名	設置年月日	積立額	所管課
積立基金	水と緑の大地ふるさとぬまた基金	平成20年6月23日	139,445,164	企画政策課
	沼田市財政調整基金	昭和39年3月25日	3,810,008,995	財政課
	沼田市減債基金	平成元年9月21日	375,988,951	財政課
	沼田市庁舎整備基金	平成14年4月1日	320,581,142	資産活用課
	沼田市合併振興基金	平成17年4月1日	66,414,398	企画政策課
	沼田市ふるさとづくり基金	平成元年3月28日	91,451,813	企画政策課
	沼田市企業版ふるさと応援基金	令和3年12月16日	3,001,306	企画政策課
	沼田市福祉振興事業基金	令和2年3月30日	194,459,808	社会福祉課
	沼田市国民健康保険基金	昭和39年7月1日	510,104,367	国保年金課
	沼田市保健施設整備基金	昭和60年6月25日	55,866	健康課
	沼田市介護給付費準備基金	平成12年4月1日	260,416,864	介護高齢課
	沼田市電気事業基金	平成30年4月1日	30,755,796	環境課
	沼田市森林環境譲与税基金	令和元年9月27日	11,635,461	農林課
	沼田市電子地域通貨基金	令和4年3月4日	0	産業振興課
	沼田市発明くふう奨励基金	昭和60年3月20日	2,000,000	産業振興課
	沼田城建設基金	昭和43年10月11日	164,763,196	観光交流課
	沼田市玉原環境整備基金	平成7年3月24日	56,039,196	観光交流課
	沼田市学校保健活動振興基金	平成9年3月26日	10,250,000	学校教育課
	沼田市芸術文化振興基金	平成6年3月24日	10,868,658	生涯学習課
	沼田市図書整備基金	平成6年4月1日	1,086,000	生涯学習課
沼田市善行青少年顕彰基金	昭和57年3月18日	5,402,149	生涯学習課	
沼田市観光施設建設基金	平成17年2月10日	69,500,161	観光交流課	
沼田市温泉事業基金	平成17年2月10日	104,977,569	観光交流課	
沼田市老神温泉施設建設基金	平成17年2月10日	0	観光交流課	
定額基金	沼田市土地開発基金	昭和45年3月20日	73,785,383	財政課
	沼田市奨学資金貸付基金	昭和43年10月11日	186,080,000	学校教育課

※積立額は、令和6年度末現在額（沼田市土地開発基金の土地評価分を除く。）

表 1-2 基金積立金額区分

基金積立金額区分	基金数
100 万円未満	3
100 万円以上 1,000 万円未満	4
1,000 万円以上 5,000 万円未満	4
5,000 万円以上 1 億円未満	5
1 億円以上 5 億円未満	8
5 億円以上 10 億円未満	1
10 億円以上	1
計	26

(2) 基金残高の増減状況（令和 2 年度から令和 6 年度）

基金残高の増減状況は表 2 のとおりである。増加した基金のうち、半数は定期預金などの運用益による少額な増加かまたは増加なしであり、減少基金の半数は、減少なし、少額な運用益の一般会計繰り入れなどによる減少であった。

表 2 基金の増減状況

増減状況	増加基金数	割合	減少基金数	割合
あり（10 万円以上）	13	50.0%	13	50.0%
あり（10 万円未満）	9	34.6%	3	11.5%
なし	4	15.4%	10	38.5%
計	26		26	

(2) 基金の設置期限の有無

基金設置期限の有無の状況については表 3 のとおりであり、設置期限が設定されているものはなかった。いずれの基金も、継続的な事業運営を目的として設置されているためと考えられる。

表 3 基金の設置期限の有無

項目	基金数	割合
設置期限あり	0	0.0%
設置期限なし	26	100.0%
計	26	

(3) 基金の管理に関する規定等

基金管理に関する規定等の状況については表 4 のとおりである。地方自治法第 241 条の規定に基づき、26 基金全てに設置条例があり、そのうち 25 基金において管理に関する条項が規定されている。

管理の内容は「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」とのことであり、そのうち 7 基金につ

いては、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。」と規定されている。

なお、26基金のうち3基金については、条例の他に基金の管理に関する規定等があった。

表4 基金の管理に関する規定等

項目	基金数	割合
基金条例に基金の管理に関する規定等がある	25	96.2%
うち保管規定のあるもの	25	
うち有価証券に関する規定のあるもの	7	
基金条例以外に基金の管理に関する規定等がある	1	3.8%
計	26	

(4) 基金に関する決定機関

基金に関する決定機関については表5のとおりであり、26基金中、24基金が「部局内の決裁等」により基金に関する決定を行っていた。また、2基金が「外部を含めた審議会等」であるが、国民健康保険運営協議会及び沼田市芸術文化振興基金助成事業審査委員会であった。いずれも、最終決定は部局内の決裁によって行われていた。

表5 基金に関する決定機関

項目	基金数	割合
外部を含め組織した審議会等を設置している	2	7.7%
内部のみで組織した審議会等を設置している	0	0.0%
審議会等は設置しておらず部局内の決裁等で決定している	24	92.3%
その他	0	0.0%
計	26	

(5) 基金の原資を増やす方法

基金の原資を増やす方法については表6のとおりであり、「利子、運用益等の積立」と「寄附金」が半数以上の基金で採用されている。「その他」は、予算の範囲内での積み増しや配当金などであった。

表6 基金の原資を増やす方法(重複あり)

項目	基金数	割合
利子、運用益等の積立	17	44.7%
寄附金	13	34.2%
法令等で決められている	3	7.9%
その他	5	13.2%
計	38	

(6) 寄附募集の方法 ((5) で寄附金と回答した基金のみ)

寄附募集の方法については表7のとおりであり、「何もしていない」が9基金、「ホームページ」が3基金で、「広報誌」による募集はなかった。「その他」は、ポータルサイト、企業版ふるさと応援基金の中間事業者の活用などであった。

表7 寄附募集の方法 (重複あり)

項目	基金数	割合
ホームページ	3	18.8%
広報誌	0	0.0%
何もしていない	9	56.2%
その他	4	25.0%
計	16	

(7) 寄附金の使用 (用途) の公表 ((6) で「何もしていない」以外の基金のみ)

寄附金の使用 (用途) の公表の状況については表8のとおりであり、「何もしていない」が7基金で、「寄附金の使用 (用途) のみ公表」と「事業報告のみ公表」。寄附金の使用 (用途) は公表していない」が次いで多かった。公表の方法は表9のとおりであり、「ホームページで公表している」が5基金で最も多かった。

表8 寄附金の使用 (用途) の公表

項目	基金数	割合
事業報告の中で寄附金の使用 (用途) について公表している	1	7.7%
寄附金の使用 (用途) のみ公表	2	15.4%
事業報告のみ公表。寄附金の使用 (用途) は公表していない	2	15.4%
何もしていない	7	53.8%
その他	1	7.7%
計	13	

表9 寄附金の使用 (用途) の公表の方法 (重複あり)

項目	基金数	割合
ホームページ	5	71.4%
広報誌	0	0.0%
設置している審議会等	0	0.0%
その他	2	28.6%
計	7	

(8) 基金の運用

基金の運用の状況については表10のとおりであり、「外部 (定期預金、有価証券等) 運用している」が18基金、「何もしていない (普通預金)」が5基金、「そ

の他」が3基金であった。「その他」は地域通貨である tengoo (テングー) ポイントの積立などであった。

表10 基金の運用

項目	基金数	割合
外部（定期預金、有価証券等）運用している	18	69.2%
うち定期預金による運用をしている	18	
うち有価証券による運用をしている	1	
何もしていない（普通預金）	5	19.2%
その他	3	11.6%
計	26	

(9) 利子、運用益金の処理

利子、運用益金の処理の状況については表11のとおりであり、「基金に積み立てている」が16基金、「事業費に充当している」が7基金、「その他」が5基金であった。「その他」は一般会計への繰り入れなどであった。

表11 利子、運用益金の処理

項目	件数	割合
基金に積み立てる	16	57.1%
事業費に充当している	7	25.0%
その他	5	17.9%
計	28	重複あり

(10) 基金の処分（取崩し）

基金の処分（取崩し）の状況については表12のとおりであり、「既存事業の財源に充当（充当事業は決まっていない）」の8基金と「既存事業の財源に充当（充当事業が条例等で決まっている）」の3基金と合わせて、11基金が既存事業の財源として充当されていた。一方で、「基金を設置後、取崩しをしたことがない」が5基金あった。

表12 基金の処分（取崩し）

項目	基金数	割合
既存事業の財源に充当（充当事業が条例等で決まっている）	3	11.5%
既存事業の財源に充当（充当事業は決まっていない）	8	30.8%
基金を活用して行っている事業の経費に充当	3	11.5%
その他	7	27.0%
基金を設置後、取崩しをしたことがない	5	19.2%
計	26	

(11) 基金を充当している事業（取崩し実績のない5基金除く）

基金を充当している事業の状況については表13及び表14のとおりであり、「事業は市主体で行っている（委託等を含む）」が21基金であり、事業公募は行われていなかった。

表13 基金を充当している事業

項目	基金数	割合
事業は市主体で行っている（委託等を含む）	21	100.0%
基金の目的に沿った事業を公募している（事業運営に市が関与しない）	0	0.0%
計	21	

表14 充当事業実績（令和4年度から令和6年度）

基金名	事業数	基金名	事業数
水と緑の大地ふるさとぬまた基金	60	沼田市発明くふう奨励基金	3
沼田市合併振興基金	1	沼田市芸術文化振興基金	3
沼田市企業版ふるさと応援基金	12	沼田市図書整備基金	3
沼田市電気事業基金	2	沼田市善行青少年顕彰基金	3
沼田市森林環境譲与税基金	17	沼田市温泉事業基金	3
沼田市電子地域通貨基金	3		

8 監査の結果

(1) 基金の目的が明瞭で管理及び運用に係る方針を定めているか

地方自治法に基づき、全ての基金が各基金条例によって、基金の目的、積立て、運用、処分等が明確に定められていた。

なお、本市の基金の管理に関する基本的な事項は、沼田市財務規則に規定されているほか、沼田市基金管理運用方針、沼田市債券運用基準に必要な方針等が定められている。

(2) 基金の設置目的に沿った運用を行っているか

基金の管理・運用は、各基金条例に基づき行われている。定期預金（17基金）、有価証券（1基金）で運用をしているものが18基金と全体の69.2%を占めた。

基金の運用方法については、その多くが定期預金による運用を行っているが、最近の金利上昇により低金利期間と比較して一定の運用益が見込めることから、沼田市資金管理運用方針、沼田市債券運用基準に基づき、会計管理者による情報収集のもと、所管課と協議を行いながらより有利な運用について検討されたい。有価証券については、現在、財政調整基金のみ運用を図っているが、県内他市では、多くの基金において有価証券の運用を行っている。各条例において有価証券の運用が認め

られていないものもあるが、「確実かつ効率的」な基金運用を前提に他市の動向等も確認しながら積極的な活用を検討するとともに、必要に応じた条例の改正なども視野に研究を図りたい。

(3) 基金の収入・支出の記録は適切に行われているか

各基金において、一部を除き、基金を管理する帳簿は備えられていたが、帳簿自体が沼田市財務規則に規定されている資金管理簿ではなく、任意の様式による管理簿のものがあつた。また、一部帳簿が備えられていないものもあつた。基金の収入・支出の記録については、沼田市財務規則第 292 条により、基金の異動は、基金管理簿により整理することとされているので、規則に準じて対応するよう留意されたい。

(4) 基金の積立て及び取崩しの手続きは適正に行われているか

基金の積立てや取崩し等に関しては、沼田市財務規則に基づく基金処分決議書や基金異動通知書などにより事務手続きが行われていた。利子収入は、基金において積み立てられており、一部は利子収入を一般会計に繰り入れて処理されていた。寄附受け入れについては、適切に事務処理がされていた。

(5) その他

長年活用実績のない基金や積立額が少額な基金については、再検証を行う必要性があると考え。今回の監査により、長年活用実績のない基金や近年あまり動きのない基金が半数近く見られることから、単体での個別運用ではなく、複数の基金を一体のものとして捉える「基金の一括運用」の導入について、検討を図りたい。「基金の一括運用」は、他の地方自治体でも導入しており、安定的な財政運営を図る上で、本市においては十分に検討する価値があると考え。また、少額な基金については基金設立の目的と現在の状況を十分に考慮した上で、事務の効率化も鑑み、基金廃止による一般会計への繰り入れなども一考と考える。

9 まとめ

今回実施した行政監査は、市が管理する基金について、適正な管理、運用等が行われているかを主眼に置き、その管理及び運用が、条例の規定に基づくとともに基金の目的に合致し適正かつ効果的に行われているか検証することを目的として実施したものである。

本市の 26 基金においては、監査の結果、一部改善点はあるものの概ね適正な事務処理が行われていることが確認されたが、引き続き規則等に基づいて適切に取り扱われたい。

基金の活用面については、市民や事業所等からの寄附を活用して事業充当することから、寄附者の意向を踏まえて適切に活用されるとともに、透明性を高めるために、使途の周知や寄附金の確保のための周知活動などに努められたい。

基金の運用面については、「確実かつ効率的」な基金運用を前提に、経済情勢や他市の動向等も確認しながら積極的な活用を検討し、より有効な運用方法の研究を図られたい。

財政状況が厳しい中、基金は重要な役割を担い、その適正な管理と効果的な活用は、財政の健全性の維持に寄与するものである。安定した財政運営を行うためにも、財源を確保していくことは重要であり、今後も本市の財産である基金の効率的で安全かつ有効な運用を望むものである。